⑷　令和７・８・９年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」にて「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑺　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。
３　入札手続等
⑴　担当係　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　宮内庁管理部管理課経理係　電話03―3213―1111（内線3468又は3477）
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等
ア　交付期間　令和７年10月10日から令和７年11月４日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　交付場所　上記３⑴に同じ。資料交付希望の場合は、事前に３⑴へ連絡すること。
ウ　交付方法　交付資料は、全て貸与とする。交付を求める際は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。
なお、郵送による貸与も可とするが、事前に３⑴へ連絡した上で、競争参加資格確認通知書の写しとともに資料交付のための返信用封筒（簡易書留料金を含む610円分の切手を貼った角２号封筒又はレターパック）を郵送すること。
交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。
⑶　申請書提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　上記３⑵アに同じ。
イ　提出場所　３⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。ただし、電子入札の場合は、電子調達システムに基づくものとする。
⑷　入札及び開札の日時並びに場所等
ア　入札日時　競争参加資格の確認通知を受けた日より令和７年12月16日午後３時まで。ただし、行政機関の休日及び正午から午後１時までの間を除く。
イ　提出場所　上記３⑴に同じ。
ウ　提出方法　上記３⑶ウに同じ。
エ　開札日時　令和７年12月17日午前10時
オ　開札場所　宮内庁庁舎２階管理部会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
⑼　皇居内への出入門は徒歩の場合は坂下門とし、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。

５　Summary
⑴　Contracting entity : Yoshio Ishitani, Director of the Accounting Division, Grand Steward's Secretariat, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity to be used in the Imperial Palace Grounds, the Imperial Household Agency's branch office, the Akasaka Imperial Residence etc.
⑷　Supply period : From 1 April 2026 to 31 March 2028.
⑸　Supply place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　Have Grade A, B, C "sale of products" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (standardized qualification for every Ministry and Agency) in the fiscal years, 2025, 2026 and 2027.
④　Not be under suspension of nomination by the Imperial Household Agency.
⑤　Have a license to conduct a General Electricity Business as stipulated in Article 2, Paragraph 2 of the Electricity Utilities Industry Act.
⑥　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 5 : 00 p.m. November 4, 2025
⑻　Deadline for tender : 3 : 00 p.m. December 16, 2025
⑼　Contact point for the notice : Accounting Section, Administration Division, Maintenance and Works Department, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan TEL 03―3213―1111 ext. 3468 or 3477
⑽　Access to the Imperial Household Agency : Sakashita-mon Gate. (Clearance Procedures are needed.)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年10月10日
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長　堀内　隆広
◎調達機関番号　022　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　73
⑵　購入等件名及び数量　公益通報者保護制度の広告掲載業務（新聞、雑誌、インターネット等）一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。